

第17回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■事業報告

Ⅲ 新株予約権等に関する事項

V 会計監査人に関する事項

Ⅵ 業務の適正を確保するための体制

■連結注記表

■個別注記表

(2019年 7月 1日から2020年 6月30日まで)

株式会社ブレインパッド

法令および当社定款第14条の規定に基づき、株主総会招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、次の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.brainpad.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

- ①事業報告における「Ⅲ 新株予約権等に関する事項」「V 会計監査人に関する事項」および「Ⅵ 業務の適正を確保するための体制」
- ②連結計算書類の連結注記表
- ③計算書類の個別注記表

Ⅲ 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等

		第5回新株予約権
発行決議日		2016年 2月23日
新株予約権の数		335個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 33,500株
新株予約権の払込金額		新株予約権1個あたり666円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり65,900円 (1株あたり659円)
権利行使期間		2018年10月 1日から2020年 9月30日まで
行使の条件		(注1)
当社役員の 保有状況	取締役（社外取締役を除く）	・ 新株予約権の数： 335個 ・ 目的となる株式数： 33,500株 ・ 保有者数： 1名
	社外取締役	—
	監査役	—

(注) 1. 取締役（社外取締役を除く）1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に取得したものであります。

2. 新株予約権を有する者（以下、「新株予約権者」という。）は、次の条件に従い新株予約権を行使するものとします。

ア 各新株予約権者は、下記（i）乃至（ii）に定める決算期における監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載の経常利益（適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。）が下記（i）乃至（ii）に掲げる一定の水準（以下、「業績判定水準」という。）を超過した場合、割当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を、業績判定水準を超過した日の翌日以降行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

（i）経常利益が10億円を超過した場合

達成期： 2018年6月期から2019年6月期のいずれかの期

行使可能割合：各新株予約権者が割当てられた全ての本新株予約権

（ii）経常利益が7億円を超過した場合

達成期： 2018年6月期から2019年6月期のいずれかの期

行使可能割合：各新株予約権者が割当てられた本新株予約権の50%まで

- イ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ウ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- エ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- オ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

V 会計監査人に関する事項

1. 名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

- (1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 20,500千円
- (2) 当社および子会社が会計監査人に支払うべき 23,500千円
金銭その他の財産上の利益の合計額

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬の額について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、当社の企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の対応に関する助言業務であります。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役の全員の同意により、これを解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性または独立性を害する事由の発生により、適正な職務の遂行が困難であると認められる場合等において、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任監査法人トーマツは、責任限定契約を締結しておりません。

Ⅵ 業務の適正を確保するための体制

1. 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社および子会社ならびにその全役職員が法令および定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンスガイドライン」を定める。
- ②当社および子会社のコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、取締役の法令違反につき通報できる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングする。
- ③取締役会の事務局を設置し、必要に応じて速やかに取締役会を開催し、取締役会上程基準の定める事項が適時に上程・審議される体制とし、取締役会の議案について十分な審議を可能とする資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、社外取締役および監査役の議案の理解を促し、適法性その他の確認が適切になされることを確保する。
- ④取締役は、他の取締役の法令または定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査役会および取締役会に報告する。
- ⑤他の業務執行部門から独立した内部監査担当者が、内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」および「情報セキュリティ規程」に従い、適切に記録、保存、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社および子会社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築および運用を行う。
- ②内部監査担当者は各組織のリスク管理状況について監査する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①当社および子会社の取締役会は、「取締役会規程」等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理を推進する。
 - ②当社は、取締役の職務の執行を効率的に行うことを確保する体制として、取締役会の他、業務執行取締役が参加する会議を開催し、基本方針・戦略を討議する。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①子会社に関する管理は「関係会社管理規程」およびその他の社内規程に基づく体制とし、子会社の経営内容を的確に把握するため、重要な事項については、取締役会に報告を行う。
 - ②当社は、「コンプライアンスガイドライン」に則り、企業集団全体でのコンプライアンス意識の徹底を図る。
 - ③子会社の業務活動全般についても内部監査担当者による内部監査の対象とし、状況に応じて適宜監査を実施する。
 - ④子会社の取締役、監査役および使用人ならびにこれらの者に相当する者は、当社の監査役に対して適宜その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役が必要と判断し求めた場合には、監査役の職務を補助する使用人を速やかに設置する。
 - ②補助すべき使用人を設置する場合には、使用人の人数や人事異動・人事考課などについては監査役の同意を要するものとし、取締役からの独立性が確保されるよう、その人事については、取締役と監査役が協議を行う。
 - ③当該使用人が、その業務に関して監査役から指示を受けた場合には、監査役の指揮命令に従うものとする。

- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制
- ①重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、監査役は取締役会に出席する。
 - ②当社の取締役および使用人は、監査役の求めに応じ、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
 - ③当社は、取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査役は、原則月1回定期的に監査役会を開催する他、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
 - ②監査役は、取締役会議事録等の業務執行に関わる記録を常に閲覧することができる。
 - ③監査役は、稟議書等全ての重要な決裁書類を確認することができる。
 - ④当社は、監査役がその職務の執行について費用の前払等を請求した場合には、監査役の職務の執行に必要なでないと認められるときを除き、当該費用または債務を処理する。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ①当社および子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、社会的責任および企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動方針に定める。
 - ②反社会的勢力からの不当な要求があった際は、常勤監査役に通知するとともに、必要に応じ、行政庁または弁護士の助力を受けるものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) コンプライアンスおよびリスク管理体制の強化
- 当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況については、内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。
- コンプライアンス体制のモニタリングの一環としては、内部監査室が監査計画を立案し、各部門の監査を定期的に行い、その結果を代表取締役社長に報告しております。

また、当社は、リスク管理体制の強化の一環として、リスクマネジメントに関する統括的監督機能を持つ委員会として、リスクマネジメント委員会を設置しております。同委員会は、会社全体の各種リスクに対する対応方針および各組織ごとのリスク対策を指示、監督等を行い、その状況等を取締役会に報告しております。

内部監査室は、「リスク管理規程」に基づき各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

加えて、「公益通報者保護規程」に基づき内部通報窓口を社内外に設置し、また通報者に対する不利益な取扱いを禁止しております。

(2) 業務執行の適正性や効率性の向上

社外取締役を選任し、かつ、取締役会等を通じて社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。

当社は、取締役会の専決事項を除く経営上の重要事項について、「職務権限規程」「業務分掌規程」「稟議規程」等に基づいた決裁区分および手続を定め、また適宜、権限委譲を行い意思決定の迅速化を図っております。

(3) 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は、「関係会社管理規程」およびその他の社内規程に基づき、子会社の事業運営に係る重要事項が当社に適切に報告され、所定の手続に従い審議される体制を維持しております。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

常勤監査役は、取締役会の他経営会議等の社内の重要会議に出席するとともに、取締役等から直接業務執行の状況について聴取を行い、経営監視機能の強化および向上を図っております。

代表取締役を含む業務執行取締役は、監査役と定期的にまたは必要に応じて意見交換を実施しております。

また、内部監査部門は、監査役と定期的にまたは必要に応じて意見交換を実施しております。

会計監査人による監査計画策定、四半期レビューおよび年度監査の際に、監査役と会計監査人は会合を持ち、説明・報告等を受けるとともに、必要に応じて意見交換を行っております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

Mynd株式会社

②非連結子会社の状況

非連結子会社の名称

BrainPad US Inc.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 0社

持分法を適用していない非連結子会社（BrainPad US Inc.）は当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しています。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

なお、決算日が異なる連結子会社については、連結決算日に仮決算を行った計算書類を基礎としております。

会社名	決算日
Mynd株式会社	12月31日

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

主に定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 3～5年

工具、器具及び備品 3～15年

ロ. 無形固定資産

ソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と、残存有効期間（3年）に基づく均等配分額のいずれか大きい額を償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、主に社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、その損失額を合理的に見積もることができる受注契約について、当該将来損失見込額を引当計上しております。受注損失の発生が見込まれる受注契約について仕掛品が計上されている場合には、当該将来損失見込額のうち、当該仕掛品残高を限度として仕掛品残高から直接控除し、控除後残高を受注損失引当金に計上しております。なお、当連結会計年度末において残高はありません。

④重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑤のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

⑥その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	327,567千円
(2) 債権流動化による売掛債権譲渡残高	35,640千円

4. 連結損益計算書に関する注記

投資有価証券売却益

当社が保有する投資有価証券の一部（非上場株式1銘柄）を売却したことにより発生したものであります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	6,760,572株	605,760株	—	7,366,332株

(注) 発行済株式総数の増加は、新株予約権の権利行使による増加591,100株、譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加14,660株であります。

(2) 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の種類および株式数（権利行使期間の初日が未到来のものを除く）

普通株式 79,200株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期の金融資産に限定し、運用を行っております。資金調達に関しては、運転資金および少額の設備投資資金に関して、自己資金で賄うことを原則とし、その他多額の資金を要する投資等に関しては、主に銀行等金融機関からの借入により調達する方針であります。

2) 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

投資有価証券は業務提携等に関連する目的で保有する株式であり、発行者の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、四半期ごとに発行者の財務内容を確認し、回収可能性と安全性を確認しております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日です。また、営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,984,687	2,984,687	—
(2) 受取手形及び売掛金	867,433	867,433	—
(3) 投資有価証券	—	—	—
(4) 差入保証金	199,995	199,995	—
(5) 買掛金	92,890	92,890	—
(6) 未払金	132,129	132,129	—
(7) 未払法人税等	141,479	141,479	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値によっております。なお、国債の利回りがマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

(5) 買掛金、(6) 未払金、(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (2020年 6月30日)
非上場株式	70,270千円
関係会社株式	4,376千円

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,984,687	—	—	—
受取手形及び売掛金	867,433	—	—	—
差入保証金	—	199,995	—	—
合計	3,852,120	199,995	—	—

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	546円84銭
(2) 1株当たり当期純利益	120円46銭

8. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2020年7月10日に、株式会社電通グループ（本社：東京都港区、代表取締役社長執行役員：山本 敏博）と、合併会社を設立することを目的とした合併契約書を締結することを取締役会として決定し、2020年7月20日付で以下の通り合併会社を設立しております。なお、当該合併会社は当社の持分法適用会社となる予定です。

(1) 合併会社設立の目的

近年、あらゆる顧客体験のデジタル化が進み、消費者はさまざまなチャネルを自由に行き来して、商品購入をはじめ各種サービスを利用しています。それに伴い、企業は、質・量ともに膨大なデータを蓄積することが可能となり、その活用が企業のマーケティング活動の中核として認識されています。

ビッグデータを利活用するための技術も急速に発展・普及してきておりますが、企業では、それらを使いこなし、広告宣伝から接客に至るまでの多様なビッグデータを統合的に活用するための人材が慢性的に不足しており、データ活用によるマーケティングの発展が期待するレベルでは進んでいないのが実情です。

このような状況に対し、当社は、企業におけるデータの収集・蓄積・分析と、それに基づくマーケティング戦略の立案から実行までを一貫して支援する体制を強化することが重要であると考え、国内最大の広告会社グループの持株会社である株式会社電通グループと合併会社を設立いたしました。

両社は、この合併会社において、株式会社電通を中心とする電通グループのマーケティング戦略立案力と実行力、データ活用のリーディングカンパニーである当社のデータ分析力の融合を進めてまいります。そして、デジタルマーケティングによる既存顧客との関係強化の支援と、データ分析とその分析結果に基づくマーケティング施策の立案と実行を通じて、顧客企業の成長を支援いたします。加えて、当社は、同事業を今後の成長領域の一つと位置付け、注力してまいります。

(2) 合併会社の概要

名称	株式会社電通クロスブレイン
所在地	東京都港区東新橋1-8-1
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 川邊 忠利
事業内容	マーケティング領域におけるデータの収集、蓄積、分析および分析結果に基づく各種施策の立案、実行の支援・代行
資本金等	300,000千円
設立年月日	2020年7月20日
出資比率	株式会社電通グループ 66.6%、 株式会社ブレインパッド 33.4%

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

1) 有価証券

①子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

2) たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

主に定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 3～5年

工具、器具及び備品 3～15年

2) 無形固定資産

ソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と、残存有効期間（3年）に基づく均等配分額のいずれか大きい額を償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、その損失額を合理的に見積もることができる受注契約について、当該将来損失見込額を引当計上しております。受注損失の発生が見込まれる受注契約について仕掛品が計上されている場合には、当該将来損失見込額のうち、当該仕掛品残高を限度として仕掛品残高から直接控除し、控除後残高を受注損失引当金に計上しております。なお、当事業年度末において残高はありません。

(4) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	327,567千円
(2) 債権流動化による売掛債権譲渡残高	35,640千円
(3) 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	5,525千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
①仕入高	70,213千円
②営業取引以外の取引高	4,411千円

(2) 投資有価証券売却益

当社が保有する投資有価証券の一部（非上場株式 1 銘柄）を売却したことにより発生したものであります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	111株	216株	－	327株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加56株、譲渡制限付株式報酬の権利失効による無償取得160株であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産

未払事業税	12,085
賞与引当金	6,764
減価償却超過額	107,908
投資有価証券評価損	11,644
関係会社株式評価損	5,641
資産除去債務	24,492
株式報酬費用	5,940
その他	9,701
繰延税金資産小計	184,180
評価性引当額	△17,286
繰延税金資産合計	166,894

繰延税金負債

資産除去費用	7,757
繰延税金負債合計	7,757
繰延税金資産の純額	159,136

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Mynd株式会社	所有 直接 100.0%	資金の援助 事務所の賃貸 役員の兼任	資金の回収 利息の受取(注)1 家賃の受取(注)2	7,000 1,963 2,448	関係会社 長期貸付金	93,000

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 貸付金の金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 556円60銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 120円82銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2020年7月10日に、株式会社電通グループ（本社：東京都港区、代表取締役社長執行役員：山本 敏博）と、合併会社を設立することを目的とした合併契約書を締結することを取締役会として決定し、2020年7月20日付で合併会社を設立しております。

なお、詳細につきましては、「連結計算書類 連結注記表 8.重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。